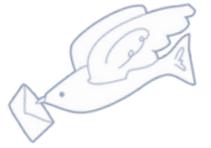


#12  
2025  
Jun.

## あんしんぶん



## ～ DVモラハラ レスキュープロジェクト ～

ちょっと待って共同親権ネットワークでは、2029年の民法再改正を目指し、皆様から共同親権に関するお困りごとを集めておりますので、ご協力よろしくお願ひいたします。また、Q&Aによる共同親権についての情報提供や、共同親権に関するご相談も受け付けておりますので是非ご活用をお願ひいたします。



## 共同親権について情報をお持ちの方

共同親権を含む民法改正が、現在のDVや虐待被害支援を委縮させていないか、民法改正の内容や国会答弁等に反する司法判断や行政の対応が行われていないかを検証し、実態を公表・政策提言を行います。

「共同親権にしなければ離婚しない」「許可なく別居したら犯罪だ」と恫喝された等、お困りの状況を教えてください。ご提供いただいた情報は、個人や地域、所属組織がわからない形で統計情報および事例として法務省や国会議員に提出するなど活用させていただきます。DV被害者の現状を知ってもらうためにも、ご協力をお願ひいたします。



## 共同親権についてお困りの方

DVから避難するために全国の支援機関や裁判所・教育機関などで正しい対応をしてもらえるよう、別居や離婚に関する正しい法律の周知が必要です。共同親権に詳しい弁護士が、想定される質問の回答を作成し、Q&A形式にまとめています。サイトの「調べる」の 카테고리から、ご自身の状況に似たお困りのQ&Aをお探しください。

Q&Aでは解決しなかった場合は、「相談フォーム」からご質問・ご相談内容を入力・送信してください。スタッフより回答させていただきます。

SHARE  
情報提供のお願い

被害者が守られる  
法改正を目指して

共同親権に関してみなさまのお困りごとを教えてください

詳しくはこちら↓



HELP  
相談フォーム

DVモラハラレスキュー  
プロジェクト

困りごとを調べたい  
相談をしたい方へ

詳しくはこちら↓



## DVモラハラレスキューQ&A紹介 ～子連れ別居について Q.1～



### Q.1

夫のモラハラを受け続けて心身ともに限界がきており、子連れ別居をしてから離婚調停をしたいと考えています。

身体的DVは無いのですが、共同親権施行後はそのことで調停が不利になりますか？

### A.1

DV防止法は、「配偶者からの暴力」について、「身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」と規定しており、モラルハラスメント（精神的暴力）もDVに含まれます。配偶者のモラルハラスメントにより一方の親の心身に影響が生じている場合に、配偶者との同居を継続することは、養育者として子どもとの安定した関係を築く妨げとなります。子どもの前でモラルハラスメントが行われれば面前DVとなり、子どもに深い心の傷を残しかねません。

身体的暴力がなかったとしても、別居せざるを得ない事情があり、事前に配偶者と協議することが難しい場合には、子どもを主に監護している側が、配偶者の許可を得ずに子どもを連れて家を出ることはやむを得ないと考えられており、実務上違法とされることはありません。

婚姻中の子連れ別居の場合、まだ共同親権下にあるため、子の居所指定は父母の共同決定の対象です。従って、正当な理由なく相手に無断で子連れ別居することは、親権侵害となることから、後に、「連れ去り」として損害賠償請求訴訟を提起されたり、「誘拐」として刑事告訴されるような場合もありますが、「特段の理由」がない場合のことです。

共同親権制度の導入により子連れ別居が抑制されるのではないかと心配する声があがっていますが、DVやモラハラがある場合には、避難をするための「急迫の事情」があると認められるため、法改正の前後でその扱いが変わることはありません。



## ♪ InstagramとThreadsのアカウントを開設しました♪



Instagram/Threads :  
chottomatte.network

2026年の施行に向けて引き続き情報発信してまいります。  
ぜひフォローをよろしくお願いします。

#12

発行元：ちょっと待つて共同親権ネットワーク

2025  
Jun.

HP : <https://cm-network.info/>

SNS (X) : @chottomatte\_net

わたしたちは、離婚後共同親権の導入を懸念する当事者・支援者・弁護士などが参加するネットワークです